

# 防府市職員に対する不当な働きかけに関する取扱要綱

平成20年5月1日制定

(趣旨)

**第1条** この要綱は、職員の公正な職務執行を確保し、市政運営の公平性及び透明性を高め、市民の市政に対する信頼性の確保を図るため、職務に関して一定の公職にある者等から不当な働きかけを受けた場合の報告、記録、公開等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

**第2条** この要綱において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。

2 この要綱において「一定の公職にある者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国会又は地方公共団体の議会の議員
- (2) 地方公共団体の長、副知事及び副市町村長
- (3) 前2号に掲げる者の秘書及び親族並びに前2号に掲げる者を支援する政治団体の役職員及び構成員並びに前2号に掲げる者から依頼を受けた者
- (4) 業界団体等各種団体の役職員
- (5) 第1号又は第2号に掲げる者であった者
- (6) 防府市職員であった者

3 この要綱において「不当な働きかけ」とは、一定の公職にある者等が公正な職務の執行を損なう行為を職員に要望等する行為であって、次に掲げるもの等をいう。

- (1) 事業採択、許可、認可又は請負その他の契約（契約内容の決定、入札手続等を含む。）に関し、特定の者に対して有利な取扱い又は不利な取扱いを求める行為
- (2) 職務の遂行に関し、特定の者に義務のないことを行わせ、又は特定の者の権利の行使を妨げる行為
- (3) 執行すべき職務を執行せず、又は定められた期限までに執行しないよう求める行為
- (4) 職員の採用、昇任、転任等について人事の公正を害する行為
- (5) 職務上知り得た秘密を漏えいさせようとする行為
- (6) 要求に応じることができない旨の回答を受けているにもかかわらず、正当な理由なく執拗に要求し続ける行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例、規則、告示、訓令、要綱その他の定めに違反する行為を求める行為

4 この要綱において「要望等」とは、陳情、要請、要望、意見等の名称及び面談、電話、電子メール等の形態を問わず前項の内容を含む意思表示をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 公式又は公開の場でなされたもの
- (2) 書面によりなされたもの
- (3) 単なる照会又は資料請求の範囲にとどまるもの

5 第3項の「公正な職務の執行を損なう行為を職員に要望等する行為」には、当該職務を担当する職員に公正な職務の執行を損なう行為をさせるために指示等をするを、当該職員以外の職員に要望等する行為を含むものとする。

(報告等)

**第3条** 職員は、不当な働きかけに該当すると思料する要望等を受けたときは、速やかにその概要を所属長（部、課等の長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた所属長は、当該要望等が不当な働きかけに該当するか否かを判断するものとする。

(記録等)

**第4条** 要望等を受けた職員は、前条第2項の規定により不当な働きかけに該当すると判断された場合は、不当な働きかけに関する記録票(別記様式。以下「記録票」という。)の所属の項から働きかけの内容の項までを記載し、所属長に提出の上、報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた所属長は、不当な働きかけをする相手方に対し、当該報告の内容について面談等による確認を求めるとともに、不当な働きかけについて記録し、記録票として公開請求の対象となる旨を説明するものとする。この場合において、訂正又は取消しの要請があったときは、その事実内容を確認した上で訂正し、又は取り消すものとする。
- 3 所属長は、当該要望等に対する対応状況を記録票に記載し、総務部総務課長を経て市長に報告するものとする。ただし、前項後段の規定により取り消した場合には、この限りでない。
- 4 所属長は、前項に規定する報告が終了したときは、記録票の写しを総務部総務課長に提出するものとする。

(保管、保存及び公開)

**第5条** 所属長は、前条第3項の規定により報告した記録票を防府市文書取扱規程(昭和38年防府市訓令第9号)第5章(市の各機関で定める規程において準用する場合を含む。)の定めるところにより適正に保管し、及び保存しなければならない。

- 2 記録票は、防府市情報公開条例(平成10年防府市条例第28号)第2条第2号に規定する公文書として公開請求の対象とする。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。



(参考)

## 防府市職員に対する不当な働きかけに関する取扱要綱の運用について

平成20年5月1日制定

### 1 制定の趣旨について

市職員の公正な職務の執行を確保し、市行政の公平性・透明性を高め、市民の市政に対する信頼性の確保を図るための取組として、市職員が、その職務に関して一定の公職にある者等から不当な働きかけを内容とした要望を受けた場合に、その内容を文書に記録し、公開請求の対象となる公文書として管理、保存することとし、その事務処理手続についての要綱を制定するものである。

### 2 定義等について

#### (1)一定の公職にある者等

- ① 「秘書」、「親族」、「支援する政治団体の役職員及び構成員」、「依頼を受けた者」とは、原則として、自称する場合は全て対象とし、所属長が当該公職者本人又は事務所等へ確認するものとする。
- ② 「業界団体等各種団体」とは、業界団体、NPO団体、自治会、市民団体等をいう。
- ③ 防府市職員等公益通報実施要綱第2条第1号に該当する市職員については、この要綱における「一定の公職にある者等」から除外しているので、上司等からの不正な支持がなされた場合には、当該要綱の活用によって対処することになる。

#### (2)不当な働きかけを内容とした要望等

- ① 「不当な働きかけ」とは、公正な職務の執行を損なう行為であって、職員の作為又は不作為を求める一切の行為（職員が職務として行うものを除く。）をいい、第2条第3項に例示している。
- ② 「要望等」とは、不当な働きかけを内容とした意思表示をいい、名称及び形態を問わない。
- ③ 「面談、電話、電子メール等」とは、職員の自宅に職員の職務に関する要望等を記した手紙や電子メールが送付又は送信された場合を含むものとする。この場合においては、書面によりなされたものについても報告の対象とする。
- ④ 「公式又は公開の場」のうち、公式の場とは、非公開であっても法令や条例等の規定に基づいて行われる各種審議会や聴聞の場、議会の委員会や各種審議会の現地視察の場、関係者を集めての説明会の場等をいい、市政なんでも相談課の所掌事務として取り扱われた場合もこれに含むものとする。また、公開の場とは、議会の本会議や委員会、公聴会、公開で行われる説明会や意見交換会等をいう。
- ⑤ 「単なる照会又は資料請求」とは、一般的に誰にでも公開又は提供が可能な照会や資料請求をいう。ただし、そこから何らかの要望等に発展した場合は、その段階から本要綱の対象とする。

### 3 報告・記録等について

#### (1)「要望等を受けた職員」の事務処理

- ① 職員は、不当な働きかけに該当すると思料する要望等を受けた場合は、速やかにその概要を所属長に口頭で報告し、不当な働きかけに該当すると判断されたときは、「不当な働きかけに関する記録票」を作成し、所属長に提出するものとする。

- ② 職員は、要望等を記録する際には、「不当な働きかけに関する記録票」が防府市情報公開条例の公開請求の対象となることを念頭において、できる限り客観的に事実のみを記録するものとする。

#### (2) 「所属長」の事務処理

- ① 所属長は、職員から口頭による概要報告を受けたときは、不当な働きかけにがいとうするか否かを判断するものとする。
- ② 所属長は、不当な働きかけに該当すると判断したときは、職員に対し「不当な働きかけに関する記録票」の作成を指示するものとする。
- ③ 所属長は、「不当な働きかけに関する記録票」の提出を受けたときは、不当な働きかけをする相手方に、面談、電話等の方法により確認を行うとともに、記録し、記録票として公開請求の対象となる旨を説明するものとする。
- ④ 所属長は、確認を行った後、記録票に対応状況、方針を記録し、市長に報告するものとする。なお、確認を求めた際に、訂正又は取消しを要請された場合は、その事実を確認のうえ訂正し、又は取り消すものとし、取り消したときは以後の報告及び記録票の保存を要しないものとする。
- ⑤ 所属長は、市長に報告を行った後、記録票の写しを総務部総務課長（総務係）に提出するものとする。

#### 4 記録の保存及び公開について

- ① 本要綱により公文書として保存する文書とは、所属長が相手方に確認し、市長に報告し、決裁を受けた文書をいう。  
なお、所属長が内容の確認を求めた際に、相手方から取消しの要請があり、取り消したものは除く。
- ② 本要綱により公文書として保存する期間は5年とし、防府市文書取扱規程等に基づき適正に保存するものとする。
- ③ 「不当な働きかけに関する記録票」の公開に当たっては、防府市情報公開条例に基づき、個人情報などの非公開情報に留意し、適正に処理するものとする。

#### 5 その他

本要綱の所管は、総務部総務課とする。また、本要綱の運用等について、必要な場合には、総務部総務課長がその都度調整を行う。

【不当な働きかけに関する取扱いフロー図】

